

令和 2 年 5 月

小林市議会臨時会提出議案説明書

提案理由をご説明する前に、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、現在、病床でこの病と闘っていらっしゃる方々が、一日も早く回復されますことを心からお祈り申し上げます。

本市におきましては、去る4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されたことを受け、小・中学校の臨時休業や公共施設の利用制限を実施するとともに、市ホームページや防災メール等を通じて、市民の皆様に不要不急の外出を自粛していただくようお願いするなど、生活環境や経済活動に大きな影響が生じているところであります。

このような中、本市といたしましては、毎週金曜日をデリバリーの日と銘打ち、市内の飲食店を応援する取り組みを進めるとともに、市外からの帰省を自粛している本市出身の学生を支援するため、ふるさと納税制度を活用し、地元農産物等の応援物資を届けるプロジェクトを立ち上げるなど、市独自の支援策を随時展開しているところであります。

また、去る4月27日には、小林市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室を企画政策課内に設置し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急経済対策を効果的に推進していく体制を構築するとともに、翌28日には、西諸医師会並びに本市、えびの市及び高原町において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に備え、連携協定を締結し、地域が一丸となって新型コロ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に立ち向かう体制を構築したところであります。

今後とも、市民の皆様の生命、健康、生活を守るため、情報の迅速かつ的確な収集、分析、提供に努めるとともに、関係機関との連携を密にしながら、市職員一丸となって、引き続き対策に万全を期してまいります。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症対策に係る新たな予算措置等が必要となった場合には、速やかに関係議案を提案させていただくこととしております。

それでは、以下、本日提案をいたしました議案について、ご説明を申し上げます。

報告第1号専決処分の承認を求めることに

つきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、市税の課税事務についても、これと同様の措置を直ちに講ずる必要があったため、小林市税条例等の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付けで専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第43号令和2年度小林市一般会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出それぞれ46億5,381万5,000円を増額し、予算規模は333億8,381万5,000円となります。

まず、歳入につきましては、国庫支出金及び繰入金を追加計上するものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

総務費につきましては、特別定額給付金としまして、給付対象者1人当たり10万円を給付するための費用を計上するものであります。

民生費につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金としまして、対象児童1人当たり1万円を支給するための費用を計上するものであります。

商工費につきましては、事業持続化緊急給付金としまして、売上の減少している飲食店営業等の事業者に対し、1事業者当たり10万円を支給するための費用を計上するとともに、新型コロナウイルス感染症緊急

対策貸付を利用した事業者に対し、利子補給を行うための費用を計上するものであります。

議案第44号固定資産評価員の選任につきましては、山口 巧氏を固定資産評価員に選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いをいたします。